

Title	家島彦一氏学位論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1974
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.2 (1974. 12) ,p.99(215)- 107(223)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19741200-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

三橋富治男氏、トルコ共和国より

文化功労章を受章

去る七月一二日本塾文学部史学科出身の三橋富治男氏（千葉大

学教授、本塾兼任講師）は駐日トルコ大使館に於てシユキユリ

・エレキダー大使を通じてトルコ共和国より文化功労章を受章し

た。なお我国学界関係受章者としては、ほかに

榎一雄 東京大学名誉教授（東洋文庫長 史学）

服部四郎 ” （言語学）

護雅夫 東京大学教授 （史学）がある。

トルコ共和国国務大臣府

三橋富治男教授殿

トルコ民族の文化、トルコ民族の芸術及び文学の研究並びに立証に於いて今日まで貴殿が立てられたる貴重なる功績に対しトルコ共和国五拾周年記念に際して貴殿に賞讃と我が感謝の意を表明することを榮譽とするものであります

一九七三年十月二十九日

国務大臣兼五拾周年記念祝典高級評議会総裁

イスマイル・ハック・テキネル署名

家島彦一氏学位論文審査要旨

イエメン・ラスール朝史に関する

新写本の校訂とその史料価値の分析

論文の構成

本論文は二巻より成る。第二巻は「イエメン史」と題し、著者家島彦一氏が先年、パリーのビブリオテック・ナショナル所蔵アラビア語写本中から発見したラスール朝の編年史の校訂本を中心とし、これに原写本の複写と人名、地名、部族名、官職、宗教学用語その他特殊用語等の索引および、他の関係資料との異同個所の表や補注などを付けてある。第一巻は「解説」と題してあるが、右の新発見の史料を中心とした研究が主体で、八章に別けてあり、更に地図、附録、註釈、引用文献表などを付けてある。

写本発見の事情

著者は慶応義塾大学文学部史学科に在学中からインド洋に於けるイスラム教徒の商業活動について研究して来たが、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所のアラビア語部門の助手に採用され、一九六九年から七一年まで二年間余り、アラブ諸国、ヨーロッパ諸国、及びトルコ共和国に留学するに及び主要な図書館、モスク、大学など二〇カ所に於いて右研究に關係した史料の調査・蒐集に従事した。特に力を注いだのは未だ刊行されていない

いアラビア語写本のインド用貿易に関係したものの探索であった。従来、殆ど閑却されて来た南アラビアの史料蒐集は著者が留学以前から意を注いでいたところであったため、最も成果を挙げ主なもののみで二二種の写本を調査し、その複写を持ち帰った。就中、パリーに滞在中、ビブリオテック・ナショナルのアラビア語写本第四六〇九番に「雑集」と題する一卷があったので、借覧したところ、意外にもその中に著作者も書名も記していない史書が含まれていたが、西暦一〇四八年五月から一四三六年一月に至るイエメン地方の年代記であり、これまで学界にその存在が全く知られていなかった新史料であることがわかった。著者は帰国後の約三年間を、専らこの写本の解説と、その内容の研究とに費したが、写字の不明瞭なことで虫害や汚損の多いことなどのため、一八六頁に及ぶ校訂文をタイプライターで打つのは容易ならざる作業であり、殊に固有名詞の正確な読み方を一つひとつ考証するのに苦心したと言っている。

この年代記の内容の評価

ラスール朝は一二二九年から一四五四年まで、タイズを首府としてイエメン地方に君臨した、トルコ系といわれる王朝であるが、盛時にはメッカなどアラビア西部をも支配し、アデンその他の海港を擁し、東西貿易にも重要な役割を果していたので、その歴史の研究は早くから史家たちの関心の的であった。しかし、これに関する史料は極めて乏しく、刊行されたものとしてはアル・

ハズラジの「真珠の首飾」と題する編年史が一九〇六年から同一三年にかけて、英国でギップ記念叢書の中に加えられて出版されたのみである。ただし、この書の記載は西暦一四〇〇年までで終っている。家島氏発見の年代記は、その後、更に三六六年間に亘る詳細な記録を含み、いわゆるラスール朝史料の空白期を大幅に埋めているのみでなく、アル・ハズラジの史書と重なる期間に於いても、これを補足する記事が多く含まれている。

一五世紀前半に前後七回に亘って行われた明朝の派遣船隊、中国史上で鄭和の航海と呼ばれるものについてのイスラム諸国側の史料としては、この新発見の年代記が最も詳細な記録を含んでいて、これのみでも、東西交通史上で評価し難く貴重な文献としなければならぬであろう。

この年代記の作者と成立年代

著者は、解説編の第五章に於いて、この年代記の作者と成立年代とを考えている。著者の見解によれば、同年代記の作者はラスール朝第一一代のアル・マリク・アッ・ザーヒル（在位一四二八―一三九）に仕えた重臣の一人で、国王の勅命書をはじめ、重要公文書を直接に閲覧することの出来る立場にいた人であろうという。同王朝は第八代アン・ナーシル（在位一四〇〇―一二四）の没後、その二子アル・マンスール（在位一四二四―二七）とアル・アシュラフ（一四二七―二八）が相継いで王位に登ったが、そのあと、この二人の叔父にあたるアッ・ザーヒルが主権を握った。

同年代記はアン・ナーシルの治世間のことについては詳しく記し、アッ・ザーヒルの治世間のことは更に詳細に伝えているにわかかわらず、この二人の中間にあたるアル・マンスールとアル・アシュラフとの二王のことは全く黙殺し、何等の記事も残していない。これはラスール朝の内部に王位継承について紛糾があったため、中間の二人の王は、アッ・ザーヒル王にとって政敵であったためであろうというのが著者の考えであるが、妥当な意見と思われる。

アッ・ザーヒル王はイスラム暦八四二年ラジャブの月（西暦一四三八年二月一八日—一四三九年一月一六日）に世を去ったが、同年代記はイスラム暦八四〇年ジュマダー第一月の一日（西暦一四三六年一月一日）の記事で終わっているところを見ると、恐らく作者の死などによって中絶したものと思われる。また、アッ・ザーヒル王の時代の記事が同年代記全体の約三分の一を占めている所などから考えても、作者が同王を支持した腹心の一人であったことが想像され、家島氏の作者の身分についての考察は当たっていると思われる。ただし、その名前に至っては全然知られていないとしているが、今後の研究によって、このような点も次第に明らかにされることが望ましい。

更に著者は、写本中の書きこみによって、この写本は一六一七世紀に生存し、西暦一四九四年から一六二〇年に至るイエメンの編年史「ラウフ・アル・ルーフ」Rawḥ al-Rūḥを著わしたイサー・ビン・ルトフ・アッラー (Isā b. Luṭf Allāh) (一五八六

一六三八) が自ら手写したものであろうという考えを述べている。

この年代記の内容

著者は解説編第七章に於いて、この年代記を左の一〇部に分けて、それぞれの内容を概括している。

第一部はラスール朝以前の西暦一〇四七—一二二九年の間のイエメン史で、スライヒー朝(一〇四七—一一三八)アイユーブ朝(一一七四—一二二九)などの時期を含み、簡略ではあるが、他の史料には見出すことの出来ぬ独自の記録もはいつているとし、その例を挙げている。

第二部はラスール朝初代アル・マンスール王(在位一二二九—一二五〇)の時代で、この部分に於いても他の史料にない独自の記事がある。

第三部は第二代アル・ムザッファル王の時代(一二五〇—一二九五)。同王朝が西南アラビアの内陸部に支配を拡張、インドとエジプトや地中海諸国を結ぶ東西貿易の中継地を手中に入れようと努めた時代で、他書に見られぬ独自の情報をかなり多く含んでいる。

第四部は第三代アル・アシュラフ・ムワッヒド・ウツ・ディーン王の時代(一二九五—一九六)で、特筆すべき事項はない。

第五部は第四代アル・ムアイヤド王の時代(一二九六—一三二二)であるが、その最も重要な二〇年間の記事を全く欠いている。

る。他の史書によれば、この王は、その間に、エジプトの大商人を招いてアデン港の貿易業務を一任し、商業の振興と関税徴集の円滑化に努力していたことが明らかで、東西貿易に依存する国策を推進した人として知られている。この点に於いて、この年代記は極めて不備といわなくてはならぬと著者は論じている。

第六部は第五代アル・ムジャヒド王の時代（一三二二—一三六三）で、内乱が起り、エジプトのマムルーク朝の軍が介入して、国内が混乱に陥った事情などが記されているが、一三二九年以後の記事は簡単となり、全く省略された年も少くない。

第七部は第六代アル・アフダル王の時代（一三六三—一三七七）で、対外貿易の振興に努めた事情などが詳しく記され、また他の史書に見えぬ独自の記事もいくつかあるとして、その例を列挙している。

第八部は第七代アル・アシュラフ・イスマール王の時代（一三七七—一四〇〇）で、国内がよく治まり、インド、エジプト、メッカ等との通商関係が密接となったが、その関係の重要記事が散見するとして、その例をいくつか挙げている。またこれらの中には、他の史書には見えぬ本書独自のものも少くないことを指摘している。

第九部は第八代アン・ナーシル王の時代（一四〇〇—一四二四）で、内憂外患により、先代以来の同王朝の国家体制が崩れていった事情を伝え、治安が保たれなくなったため、インドからの商船も途絶えたことを記している。度々の反乱鎮圧の軍費を調達

するため、来航の貿易船に重税を課し、しばしば積荷を没収したりして、自らその経済基盤を破壊したことも事実である。しかし、この年代記はアン・ナーシル王がインド、エジプト、メッカなどに使節を派遣して、通商の振興に努めたことや、中国の明朝の派遣した鄭和船隊の分遣隊がアデンに入港した際は、厚く待遇し、答礼使節を派遣するなどの功績も少なかったことを伝えているのである。鄭和の船隊の一部がラスール朝の領土を訪れたのは中国史料によれば前後四回であるが、この年代記にはそのうちの三回までが、かなり詳細に記されており、この点は他のアラビア語史料を遙に引き離している。

第十部は第一代アッ・ザーヒル王の時代（一四二八—一四三九）の大部分に關したものであるが、この王の治世の末期にあたる二年間余については記録がない。それにしても一〇年間の出来ごとを伝えるに、全書の三分の一を費している点から見ても、この年代記の編纂者が、この時期を重んじ、かつ見聞にも富んでいたことがわかる。著者は左の五事項に關する記載が、この第十部の中心となっていると記している。

- (1) アッ・ザーヒル王の政權獲得の事情と反対派重臣達の逮捕や処刑。政府の新陣容や新貨幣の鑄造など。
- (2) アラブ諸部族の反乱とその鎮圧。
- (3) アッ・ザーヒル王の貿易振興政策。
- (4) スンブル族の勢力抬頭に対する弾圧と肅清、及び赦免など。

(5) 疫病の発生と重臣たちの死去。

上記の一〇部門を通覧した結果として、この年代記には次の如き特色が認められると著者は言っている。

- (1) 人名、地名、年月日を極めて詳細に記してある点で、他のイエメン史料とは明かに史料系統を異にしたものである。
- (2) ラスール朝前期及びアイユーブ朝時代に於いては、他の權威ある史料と一致する点が多く、信憑性が高いことがわかる。

(3) ラスール朝の後期、特にアン・ナーシルとアッ・ザーヒルとの二王の時代が詳細で、後世の史家たちの記録には欠如している事項を多く含んでいる。東西貿易史上からも重要な変動期にあつているこの時代の南アラビアの事情を研究するために不可欠の史料といふべきである。

この年代記の寄与する諸点

著者は解説編第八章を「インド洋通商史の研究上から見た本書の史料的价值―重要史料の紹介と解説―」と題し、本年代記に含まれた重要記事中、特にインド洋に於けるイスラム商業の構造とその展開過程とを明らかにする為に役立つものを抽出し、それらの意義を考察している。そのために前記の七つのテーマを選び、それらに関連する記事を摘出して、訳文をつけ、それぞれの史料的価値を明かにすることに努めている。

- (1) 鄭和遠征分隊のアデン入港に関する記事
- (2) アル・ムジャツワリーン（不法）船に対するラスール朝の対抗措置

(3) ラスール朝と諸外国との通商、外交關係を示す記事

(4) アデンの代官（ワリー）や監督官（ナーシル）について

(5) 進物収納箱（ヒザーン）のアデンから国都への到着とその内容について

- (6) ラスール朝の対インド馬貿易の重要性
- (7) アン・ナーシル王時代の商人の一類型

上記のうち鄭和の遠征に関しては、東西交渉史上の重要問題として、これまで多数の研究が発表されている。しかし、これらは専ら漢文史料に依拠したものであり、何かこれらに対応する西アジア側の史料が発見されないかと待望されていた。著者はすでに一九六六年に「史学」第三八巻第四号に「イスラーム史料中に見る鄭和遠征記事について」を、一九六八年二月には「アジア・アフリカ言語文化研究」第一号に「イスラーム史料による鄭和の遠征」を発表し、アラビア語史料中からこのことに関する記事を見出したこと、及びそれについての考察を記している。その際に用いた史料もパリーのビブリオテック・ナショナル所蔵の写本で、イブン・アッ・ダイバーの「クルラットル・ウユーン」と題する年代記であり、従来、世界の学界でこの記事の存在について発表したものはなかった。しかし、イブン・アッ・ダイバーは

シナ国王のイエメンへの派遣船があったことは、ラスール朝のアン・ナーシル王のとき、ただ一回だけしか伝えていないのであるが、今回、著者が発見し、本論文の主題とした年代記には、一四一九年一月から二月にかけて来訪した遣使団と、一四二三年一月から二月にかけてのもの、一四三二年二月に訪れたものと、合計三回のシナ国王の使節の到着の事が詳細に記してあり、漢文史料のみではよく解らなかつた事情をも明かにしている。前記のうち、著者は一四一九年のものを鄭和の第五次航海の分遣隊としている。その際、使節側からイエメン国王に贈った品々、イエメン国王から明の成祖永楽帝に送った答礼の品目、その年二月二日に使節がダール・ウツ・ジュンドという所でイエメン国王に謁したという事など、皆この年代記により、初めて伝えられた事実である。

一四二三年の使節団を、著者は鄭和の第六次航海の際の分遣隊であるとしている。同分遣隊に加わつた馬敏の「瀛涯勝覽」によれば、分遣隊を率いたのは内官の周(名は満?)という人であったとしているが、本年代記によれば、シナ国王の使者は宦官ジャラール・ウツ・ディーンであつたと明記してあるので、周某のイスラム教名は上記の如くであつたことがわかる。またこの一行はアデンに入港し、そこからタイツズに赴いて、アン・ナーシル王に会い、その際、陶磁器、真珠、麝香その他の品々を王に送つたことなどが詳細に記されている。かつアデンへの入港や、タイツズ到着の日時も記してあつて、漢文史料の欠を補う点が多い。

一四三二年の使節団を、著者は鄭和の最後の航海に当る第七次船隊の分遣隊であるとしている。この航海にも参加した馬敏の「瀛涯勝覽」によれば、分遣隊を率いた内官太監の洪保はインドの古里(カーリークート)国に至つたとき、その国の使者が天方(メッカ)国に派遣されようとしたので、通事等七人を選び、麝香、磁器等のものを持たせ、古里国の船に便乗させて、その地に到らしめた。この七人は往復で一年を費し、種々の奇貨異宝、麒麟、獅子、駝鳥等のものを買ひ求め、また天堂(カーバ)の図をも手に入れて帰朝したが、天方国もまた使臣に贈物を持たせて同行させ、明の朝廷を訪れさせたと記している。この際の経緯については中国史料の中にも異同があり、学者たちの意見も一致してないもので、それらの点について、著者はもっと詳細な検討を行うべきではなかつたかと思われる。それはそれとして、著者が発見した年代記に拠れば、イスラム暦八三五年ジュマード第二月の二五日(西暦一四三二年二月一日)に、シナ国王に仕えるジャンク船の船長は、アツ・ザールヒル王への進物を携えてラハジ港に到着したとある。これはまずアデンに入港し、そこから国王の居たラハジに廻航したのであつた。先にカーリークートからメッカに向つた七人の中国人と、ラハジに入港した一行とは、別行動を取つたものと解すべきものと思われるが、著者の考は明かでない。しかし著者はエジプトの史家アル・マクリージーの「キターブ・アツ・スルーク」(刊本と写本との双方に拠る)及びイブン・ハジャール・アル・アスカッラーニーの「インバー・アル・グムル」

(刊本と写本との双方に拠る)との中から、これに関する記録を見出している。それらに依ると、中国の派遣船は二隻で、陶磁器、絹、麝香その他夥しい商品を積んでいたが、イエメン地方の政情不安定のため交易の目的を果すことが出来なかった。よってエジプトのマムルーク朝政府と交渉し、アラビア西海岸のジェッダに入る許可をもらい、そこから商品をメッカに転送して売却したとある由で、それはアデンやラハジに入港してから四カ月後のことであった。著者は右の如き史料を証拠として、この際、明朝の使節がメッカまで到ったとは考えられないとした山本達郎博士の説に反対の意見を述べている。

第二のテーマは、各方面からインド洋を航行してアラビア半島に近づいても、アデンその他のイエメン地方の港に寄ることなく、バール・マンデブ海峡を突破して紅海に入ろうとした諸国の商船を、ラスール朝の方ではアル・ムッジャッワリーン船(遠法船)と呼び、極力阻止し、拿捕することに努めた。この年代記はその事情を伝えた最良の史料であることを認め、実例八つを挙げて、その事情や意義を論じている。

第三テーマは「ラスール朝と外国諸国との通商、外交関係を示す記事」と題し、この年代記中に記されたラスール朝とエジプト、メッカ、東アフリカ海岸諸国、インド諸国などとの使節の交換、商人の往来、進物の贈答などの事項を一覧表にしたもので、備考欄には他のイエメン史料中これに対応する記事のある個所を示している。

第四テーマは「アデンのワリーとナーシルについて」と題してあり、ラスール朝が海外貿易に活躍した大商人たちを主要な港町のワリー(代官)やナーシル(監督官)に登用し、通商の振興を計っていた事情を明かにするため、この年代記をはじめ、他の諸文献をも検索して、当時の代表的豪商たち四家の系図、およびアデンのワリーに任ぜられた人々の一覧表、並びに同地のナーシルに任ぜられた人々の表とを作製している。

第五テーマは「進物収納箱(ヒザーン)のアデンからの到着とその内容について」と題してあり、外国の使節、商人たちからラスール朝の国王に差出された進物に関する記録をこの年代記から見出し、これらを年表の形式にまとめている。これらの進物を収めた箱をヒザーンと呼び、規定外の関税の性格のもので、同王朝にとって重要な収入源であったことを証明している。

第六テーマは「ラスール朝の対インド馬貿易の重要性」と題してある。従来、インド洋貿易の歴史を説くものは、東から西に送られる商品に重きを置き、西から東に向けられた貿易品についての研究を等閑視する嫌いがあった。後者のうち、アラビア馬がインド、東南アジア、中国などに多数輸出されて来たことも注目すべき事実である。ことにラスール朝の国家及びその商人たちに馬の取引は巨利をもたらした。ここには本年代記中から、ラスール朝の国王たちが、イエメン山岳地から馬匹を集めるのに如何に努力したかに関する記事を集めて年代順に配列してある。

第七テーマは「アン・ナーシル王時代の商人の一類型」と題し、

アミン・ウツ・ディーン・ムフリフという新興の御用商人の外交・商業方面の活動を示す記事を主として本年代記中から集め、ラスール朝時代の商人階級の性格を考察している。アミン・ウツ・ディーンは国王の使者としてインドの某国に赴いたり、アラビア南岸のシフル港の知事に任せられて、貿易の振興に努め、また軍隊を率いて、その周辺のアラブ諸族を討伐した。さらにナーホダ(船主または船長)として海上活動を行い、商船隊を率いて紅海を北上し、ジェッダに至り、貿易を行ったり、メッカの政治に干渉したりした。また二回に亘ってラスール朝の使節として、マムルーク朝下のエジプトに赴いている。彼の富力がいかにか大きかったかは、ある年、その所持の穀物の一部を売却することにより、メッカの穀価を低落せしめたことがあったという一事でも想像することが出来る。著者はこのような特定商人に関する例を多数積みあげて行けば、中世イスラム商業史の一端を解明できるであらうから、今後の研究課題としたいと述べている。

本論文は以上をもって終るが、その外に六枚の地図と、二つの附録(どちらも他の史料から取ったアラビア語のもので、第一はアデン港に於ける地方官達の職務について記したもので、第二はアデン港の貿易担当官職名一覧)および、一〇〇頁にわたる註記及び引用文献表とを添えている。

著者はアラビア語史料を扱うにあたり、最も根本的史料と考えられる古写本に拠ることに努め、たまたま刊本の存在する文献についても、極力、原写本と校合する方針を堅持して、中世インド

洋の貿易史研究に精進して来た。これは多大の時間と精力とを要する上に、迂遠かつ地道な研究法であり、とりわけ我が国に於ける如く、西アジア研究の歴史が浅く、その方面の資料や設備の乏しい所では遂行は困難である。それにもかかわらず、著者は留学以前から、各地図書館からマイクロフィルムによる古写本の複写を取寄せては研究を推し進めていたが、先般二年余に亘る外国滞在中に、ついに新史料を発見する幸運に恵まれ、帰来、その解読と研究とに従った結果が本論文となった。この発見は誠に貴重であって、広く学界に発表すれば、この方面の研究に寄与する所が甚大であると思われる。発見は偶然のことの如く見えるけれども、それまでに至る著者の苦心慘憺たる多年の勉学を思えば、決して偶然の出来ごとと片づけることは出来ないように考えられる。

ただし、原典には僅少なから未解決の部分が残されている。解説篇中の所論にも若干は同意を留保したい部分もある。例えば、イブン・アッ・ダイバーの書にイスラム暦八二三年(西暦一四二〇年一月一七日—一四二一年一月五日)にシナの使節が三隻の大船を率いてアデンに來た際の記事を、著者は同書写本中から発見し、そのことがパリで発見した年代記には記してないとしている。しかし、これは同年代記に八二一年末アデン入港、八二二年はじめアン・ナーシル王に謁見したとしてあるシナの使節と同一人と思われる。ことにイブン・アッ・ダイバーの書には往々にして紀年の誤りがあることは著者も認めているところであるから、

尚更に、この点を考えるべきであったと思われる。しかし、若しこの点で著者が誤っていたとしても、それは大功中の瑕瑾というに過ぎないであろう。いずれにせよ、開始以来、まだ日の浅いわが国のイスラム史学において、かくの如く独自の価値をもつ新史料を発見し、それについての充実した研究を成しとげたことは高く評価されるべきものと考える。今回提出の学位申請論文を審査した結果として、著者家島彦一氏は文学博士の学位を受ける資格があるものと認められる。

論文審査担当者

主 査

慶応義塾大学教授
同大学院文学研究科委員
東洋史学専攻

和田 博 徳

副 査

慶応義塾大学名誉教授
東洋史学専攻 文学博士

前 嶋 信 次

副 査

慶応義塾大学講師
アラビア語学専攻
東京外国語大学教授
文学博士

牧 野 信 也